

第 2 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 2 月 1 9 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第2回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月19日 午後2時から午後3時13分まで

2 開催場所 秋田市役所正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 18人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
6番	相 場 堅 一	7番	佐々木 繁 明
8番	安 田 友 一	9番	白 岩 勝
10番	柴 田 ますみ	11番	鎌 田 悦 雄
12番	佐々木 和 昭	13番	齊 藤 善 彦
14番	藤 田 修	15番	加 藤 淳
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋	19番	加賀屋 慎 一

5 欠席農業委員

5番 星 容 子

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 会期決定
第3 会務報告
第4 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6 議案第7号 農用地利用集積計画(令和2年度第11号)に関する件
第7 議案第8号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	竹 内 元
副 参 事	加 藤 康 則	主席主査	伊 藤 弘
主席主査	中 村 至	主席主査	稲 葉 隆
主席主査	勝 田 茂 満	主席主査	藤 坂 徹
主 任	大 淵 正 幸	主 事	富 岡 周 馬
主 事	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子

8 書 記

主席主査 中 村 至

9 議事録署名委員

15番 加 藤 淳 16番 三 浦 宏 和

10 議 事

<p>事務局 (竹内参事)</p>	<p>ただ今から、令和3年第2回農業委員会総会を開会いたします。 なお、欠席の届出がありましたので、ご報告します。5番星容子委員です。 委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告します。 会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております、書類の確認をお願いいたします。</p> <p>《配付書類の確認》</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での速やかな議事進行とマスク着用や定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p>【会長あいさつ】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第2回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」の声がございますので、15番加藤淳委員、16番三浦宏和委員をお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げます、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
<p>9番白岩勝委員</p>	<p>【第1区域部会の報告】</p>
<p>1番佐々木英久委員</p>	<p>【第2区域部会の報告】</p>
<p>2番武藤真作委員</p>	<p>【第3区域部会の報告】</p>
<p>7番佐々木繁明委員</p>	<p>【第4区域部会の報告】</p>
<p>13番齊藤善彦委員</p>	<p>【第5区域部会の報告】</p>

議 長	次に、会務報告2の「令和2年度第2回運営委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (小林技師)	【会務報告2の報告】
議 長	次に、会務報告3の「令和2年度秋田県農業委員会女性協議会研修会」につきましては、10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員	【会務報告3の報告】
議 長	次に、会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第58回常設審議委員会」につきましては、私から報告します。
	【会務報告4の報告】
	次に、会務報告5の「令和2年度秋田市農業大賞表彰式」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (藤坂主席)	【会務報告5の報告】
議 長	次に、会務報告6の「令和2年度農業経営改善支援セミナー」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (富岡主事)	【会務報告6の報告】
議 長	次に、会務報告7の「令和2年度パソコン農業簿記講座」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (富岡主事)	【会務報告7の報告】
議 長	次に、会務報告8の「秋田市農林水産業振興戦略会議」につきましては、私から報告します。
	【会務報告8の報告】
	次に、会務報告9の「新規参入審査会」につきましては、1番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。
1番佐々木英久委員	【会務報告9の報告】
議 長	続きまして、会務報告10の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」から会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について

議 長	て事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (伊藤 主席 主査)	【会務報告10から14までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
2 番 武 藤 真 作 委 員	はい、議長。
議 長	2 番 武 藤 委 員、ど う ぞ。
2 番 武 藤 真 作 委 員	2 番 武 藤 だ す。 会 務 報 告 3 の 女 性 協 議 会 研 修 会 で 報 告 の あ っ た 「 フ ー ド ド ラ イ ブ 活 動 」 と は、 ど の よ う な 活 動 な の か 教 え て く だ さ い。
議 長	柴田委員、説明をお願いします。
10 番 柴 田 ま す み 委 員	にかほ市の女性農業委員の方々がまだ食べられる食品を集めて、母子家庭や貧困家庭の方々に食品を提供して支援する活動です。社会福祉協議会が窓口になっており、そこに集めた食品を持って行き、活用してもらっているそうです。
議 長	武藤委員、よろしいでしょうか。
2 番 武 藤 真 作 委 員	はい、わかりました。
議 長	他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (廣 嶋 主 事)	議案書1および2ページの3件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。譲渡人は県外在住者であり、隣接農地を所有・耕作し、従前から申請地の耕作を行っている譲受人と売買するものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、45,407平方メー

事務局 (廣嶋主事)	<p>トルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。</p> <p>これは、会務報告9番で佐々木英久委員から報告いただきましたとおり、譲受人を新規参入審査会で適正であると判断した件です。</p> <p>譲受人は[REDACTED]の役員であり、平成30年から軽作業等に従事しています。また、昨年から、新屋で有機野菜を販売している農家に通い、葉菜類の栽培管理・土壌・堆肥作りなどについて学んでいます。この度、令和3年度から畑作を始めるために、当該農地を売買するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業を委託予定で、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間150日間農作業に従事することとしており、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、3,687平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。譲渡人は高齢に伴い農業廃止を進めており、譲渡人は自作地の付近で経営拡張を希望していたことから、この度売買を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、3,434平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら3件とも、地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った荻原豊推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。</p>
19番加賀屋慎一委員	<p>19番加賀屋です。</p> <p>荻原推進委員から何ら問題ないとの報告を受けましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、案件2番について現地調査を行った堀井喜一推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員に報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。2月1日堀井推進委員から現地を確認して問題がないとの報告を受けました。私も現地を確認して何ら問題がありませんでしたので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、案件3番について現地調査を行った足利俊博推進委員から報告を受けた3番関正美委員に報告をお願いします。</p>
3番関正美委員	<p>3番関です。足利推進委員より現地調査を行った結果、何ら問題がない</p>

3 番 関 正 美 委 員	との報告を受けましたので、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉主席主査)	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号1です。譲受人は、[]外1名。譲渡人は、[]。転用事業概要は、「一般住宅」への永年転用。権利の種類等は記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、「申請者は現在、アパートに居住しているが手狭であり、夫婦の実家が河辺にあることや前面の道路には上下水道も整備されていることから申請地を選定、転用しようとするもの。」です。 立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、「第2種農地」です。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、借入資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。 工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年7月31日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は、河辺土地改良区から差し支えないとなっております。被害防除については、隣接に対する措置は緩衝地を設け、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。現地は令和3年2月1日に確認しております。 続きまして番号2です。借受人は、[]。貸出人は、秋田県知事佐竹敬久。転用事業概要は、「カントリーエレベーター」への永年転用。権利の種類等は記載のとおりです。

事務局 (稲葉主席主査)	次に農地転用許可説明資料の議案書3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。転用事業計画については、「転用事業者は、地域の農業者の高齢化や担い手不足が進行する中、労力を軽減し規模拡大を進めるためにはカントリーエレベーターが必要であると考え、設置・運営することとした。設置後は、本施設を拠点として、JAと連携しながら米や大豆の生産を強化し、施設の優位性を付加した販売を行うため、JAの施設が近接する本申請地を適地として選定、転用しようとするもの。」です。
	なお、当該地は現在秋田県が施工中の「農地集積加速化基盤整備事業四ツ小屋北地区」の区域となっており、創設非農用地換地予定地を換地処分前に使用するものであるため、貸出人は土地改良事業の事業主体である秋田県知事となっております。
	立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域内です。農地区分は「農用地区域内農地」です。
	農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設用地に供するものであって、法第5条第2項ただし書に規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。
	一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、補助金、借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。
	工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年3月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分はなく、一体として利用する農地以外の土地は水路があり、土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。被害防除については、隣接に対する措置は、法面保護および農地から建物施設まで10メートル以上離すとともに、高い建築物は農地への日照時間を十分に考慮した設計とすることとしており、排水計画は、汚水、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は水路放流です。現地は令和3年2月1日に確認しております。
	なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも、いずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号1および番号2の双方について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。
議長	それではここで、案件1番につきまして現地調査を行った藤島岳洋推進委員から報告を受けた、3番関正美委員に報告をお願いします。
3番関正美委員	3番関です。藤島推進委員から何ら問題がないと報告を受けておりますので、ご審議をよろしく願いいたします。
議長	次に案件2番につきまして現地調査を行った堀井喜一推進委員から報告を受けた、2番武藤真作委員に報告をお願いします。
2番武藤真作委員	2番武藤です。 2月1日に堀井推進委員から現地調査を行い何ら問題がないとの報告を

2番武藤真作委員	受けましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	今回は、2件とも県農業会議への諮問の必要がある案件ですが、ご質問等がないようですので、採決に入ります。
	農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可相当にすることに決定いたします。
	次に、日程第6、議案第7号、農用地利用集積計画（令和2年度第11号）に関する件を上程します。
	それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田 主席 主査)	議案の前に、本日お配りした資料について説明いたします。
	今回、利用権設定の農地中間管理事業分において、金足地区、四ツ小屋地区、河辺畑谷地区、雄和下黒瀬地区の圃場整備に伴う利用権設定がまとまって大量に提出されたことから、議案書が1,300ページを超えております。このため、この議案第7号分を別冊とし、農地中間管理事業分については一覧表も作成し、添付しております。
	それでは、議案について説明します。
	はじめに、所有権移転の5件についてです。別冊の議案書の7ページから10ページをご覧ください。
	番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。このほか、合計5件すべて売買による所有権移転です。
	続きまして、利用権設定425件について説明いたします。
	議案書の11ページから1,339ページをご覧ください。
	番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。
	このほか、合計425件のうち議案書34ページ以降の番号22から番号425までの404件は、農地中間管理事業を活用した一括方式による利用権設定です。
	以上、令和2年度第11号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問、ご意

議 長	見があるかたはお願いいたします。
2番武藤真作委員	はい、議長。
議 長	2番武藤委員、どうぞ。
2番武藤真作委員	2番武藤です。集積計画の一覧表の11ページについて質問があります。複数の貸手に対して、借手の法人が3つ記載されていますが、この意味を教えてください。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	今回、基盤整備の受皿として3つの法人があるわけですが、法人と土地改良区から構成される法人調整会議の場で、耕作するエリア毎に農地がどの法人に属するか調整しています。つまり、一覧表は貸手の農地の位置によって、借手の法人が異なるということを表しています。
議 長	武藤委員、よろしいでしょうか。
2番武藤真作委員	それでは貸手が3つの法人のいずれかに属しているという意味ではないということでしょうか。
事務局 (勝田主席主査)	はい、貸手が3つの法人のいずれかに籍を置いているという意味ではなく、所有している農地の位置によって貸先の法人が異なるということです。
議 長	武藤委員、よろしいでしょうか。
2番武藤真作委員	はい、わかりました。
議 長	他にありませんか。
12番佐々木和昭委員	はい、議長。
議 長	佐々木和昭委員、どうぞ。
12番佐々木和昭委員	12番佐々木です。所有権移転の3番と4番について質問です。当該地は将来的に畜産クラスターにつながる農地なのでしょうか。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局 (稲葉主席主査)	はい、畜産クラスター事業を用いて畜舎を建設することになっています。
12番佐々木和昭委員	はい、わかりました。いずれ厩舎等の建築も伴ってくると想定されますが、現時点で、厩舎等が建つ地番は把握されているものでしょうか。

事務局 (稲葉主席主査)	はい、計画図面をいただいております。
12番佐々木和昭委員	そうすれば、この3筆のどこに建てる予定なのかお答えできますか。
事務局 (稲葉主席主査)	現時点の予定では、3筆にまたがって建てると聞いております。
12番佐々木和昭委員	<p>はい、わかりました。なぜ、このようなことを訊いたかといいますと、地番によっていろいろ条件が違ってくると個人的に感じています。この後述べることはお願いになろうかと思えます。この案件につきましては昨年、令和2年度の農地パトロールの際にちらっと聞いた次第であります。由利本荘市の畜舎がダムで埋没する関係で、河辺大張野地区に用地を求めているようだと言務局から聞きました。そして、11月中頃になって、ない話が先に出回るようになり、例えば農地が何万円で売れたなどの話が出回りまして、私もそのような事実はございませんと答えておきました。</p> <p>現在、当該地には4つの町内会組織があり、私が聞いた限りでは、昨日の時点で4つの町内のうち、1つの町内にしか業者から説明会が行われていないそうです。</p> <p>また、当該地の下流域には赤平地区があり、そこには1町歩区画で、約90町歩のほ場が点在しています。そこに畜産により発生した汚水が流入しないか懸念する人がでてきております。</p> <p>このことから、お願いできることなのか分かりませんが、事務局から関係機関に対してまんべんなく説明会を開催するよう働きかけていただくことはできないでしょうか。よろしく申し上げます。</p>
議長	事務局、お願いします。
事務局 (稲葉主席主査)	はい、委員のおっしゃるとおり、このような事業を始める場合は、周辺住民のコンセンサスが欠かせないということは承知しております。説明会につきましては、関係する部局、市でいえば農業農村振興課になろうかと思いますが、ここを通じて、県の補助金を活用して建てようとしているものでありますので、県地域振興局やJA等関係機関へお願いしたいと思っております。
議長	佐々木委員、よろしいでしょうか。
12番佐々木和昭委員	はい、よろしく申し上げます。
議長	他にありませんか。
8番安田友一委員	はい、議長。
議長	安田委員、どうぞ。
8番安田友一委員	本日の総会の議案として大量の資料が送付されました。これだけの量だ

8番安田友一委員	<p>と目を通すだけで、何日もかかってしまいます。私たちの審議権を放棄するわけではありませんが、もう少し簡素化した資料で議案を審議できるよう運営委員会などで協議していただくことはできないでしょうか。一筆毎だどこのように莫大な量の資料となるので、例えばある法人は何筆で合計何平方メートルとなるなど、ある程度整理した資料を用いれば、分かりやすいのではないのでしょうか。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局、この件に関していかがですか。</p>
事務局 (伊藤主席主査)	<p>事務局からお答えします。このたび議案についてはこのように莫大な量となりまして、当初はこのまま委員の皆様にお渡しするしかないと考えておりました。基本的にすべてを委員の皆様にご覧いただく必要がありますが、さすがに今回は困難だということで、議案の目次になるような役割を持つ一覧表を添付しました。集積計画の一番上についているものが一覧表で、これは今回に限って添付した資料です。</p> <p>しかし、議案というものは一つ一つ確認していただくことが基本です。一度議案の簡素化を試みたことがありますが、以前の総会で耕作者数など省略すべきではないとのご意見もありましたので、このように全筆議案としてお渡ししております。</p> <p>こうした状況の中、簡素化を図るとすれば、やはり運営委員会に諮って協議していただき、委員の総意として示していただければ、事務局としても検討いたします。</p>
4番鈴木昇職務代理者	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>鈴木代理、どうぞ。</p>
4番鈴木昇職務代理者	<p>安田委員の発言に関連してですが、農地中間管理機構の関係で、このような状態になっているのではないかと思います。補助金が年々減額されていくため、農業農村振興課で取りまとめ、何とか年度内に交付できるよう急いで農業委員会総会にかけたことが、このように議案が莫大な量になった要因ではないでしょうか。</p> <p>現在、秋田地域振興局管内でかなりの数のほ場整備事業が進んでいます。このような中、地域集積協力金は減らさないが、個人の離農給付金は削るということなので、減らされる前にもらってしまうということで、このように集中することになります。補助金を減額しないですめば、このように集中せず、自然な流れで進んでいくので、会長からも農業公社へ補助金を減額しないよう強く申し入れしてほしい。これは要望です。</p>
議長	<p>はい、わかりました。 他にありませんか。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>

16番三浦です。議案書の様式の件ですが、横の欄は余白がいっぱいあるので省略できますが、ただ項目、借手が誰で、耕作面積や労働力がどれくらいあって、貸す土地はどこでといった事項は省略できません。現在の様式は、入力したデータが決まった様式で自動で出力されるようになっており、これをいじると事務方が手作業で修正することになり、大変なことになります。

今回は、たまたま件数の多い時期にあたってしまったので、安田さんも持ってくるのに苦労した重さになりましたが、この後はこのようなケースはあまりないのではないかと思います。

これは私の意見なのですが、会務報告の8でもありました農林水産業基本計画の先月の説明会でも発言しました。都市近郊型農林水産業と書いてありましたが、秋田市の農業、都市近郊型という七野などの野菜を作るというイメージがあります。都市近郊型林業や都市近郊型水産業といったも誰もイメージがわからないと思います。ただ、文言だけ出てきて一人歩きます。今、我々が追分でカントリーを作って、ダイナミックな農業、つまり都市近郊型からスマート農業ではないですけど大規模法人経営に転換しているまっただ中ではないかという私の印象です。

それで、何を言いたいのかというと農業振興について、我々はいつも適正な農地行政を執行して補完していくという立場をとってきました。ところが、昨日■■■■さんとも話しましたが、立地をめぐってはいろいろJAとやりとりして現在の位置になったわけですが、今、議会に提出されている予算書を見ますと、6億2千万円の補助金で、かつ繰越明許により令和3年度予算に組み込まれるという状況ですので、大規模法人経営への転換期となっている中、我々農地行政としても候補地選定とか、許可を得る時期的なものとか、転用の現実性を担保するにはいつがいいのかなど、そういうことで土地改良区やJAと一体となって、行政の産業振興部はもちろんのこと、我々農業委員会も一体となって、大きな秋田市農業の転換期となっている今、いっしょに支えていくという意見を付して議案に賛成したいと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。他にありませんか。

一 同 なし。

議 長 ご質問がないようですので、採決に入ります。
はじめに、所有権移転について採決いたします。
所有権移転の5件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の5件について、原案のとおり決定することいたします。

次に、利用権設定について採決いたします。

こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。

議	長	<p>それでは、はじめに案件28番から79番までについて採決を行います。 ■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
議	長	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件28番から79番までについて、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件28番から79番までについて、原案のとおり決定することにいたします。 ■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
議	長	<p>次に、案件422番について採決を行います。 ■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
議	長	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件422番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件422番について、原案のとおり決定することにいたします。 ■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
議	長	<p>それでは、議事参与案件であった、案件28番から79番までおよび422番を除いた1番から426番までの案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件28番から79番までおよび422番を除いた1番から426番までの案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第7号、農用地利用集積計画（令和2年度第11号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p>

議 長	次に、日程第7、議案第8号、非農地証明申請に関する件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 (大淵主任)	それでは、議案書の5ページの次の1,340ページをご覧ください。番号1です。申請人は、中通五丁目の[]。土地の所在は、雄和新波字山崎[]番。地目は田。面積は合計439平方メートル。現況は、山林。事由は「昭和50年頃から隣接の山林に侵食され山林化している。」です。 それでは、非農地証明申請に関する件説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 申請地の状況から、判断基準の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当。現地は、令和3年2月2日に確認しております。説明は以上です。
議 長	それではここで、現地調査を行った吉田孝司推進委員から報告を受けた、13番齊藤善彦委員に報告をお願いします。
13番齊藤善彦委員	13番齊藤です。吉田推進委員から2月2日に電話をもらい、私も現地を確認し、何ら問題がありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 非農地証明申請に関する件、1件について、ご質問・ご意見等のあるかたはをお願いします。
1番佐々木英久委員	はい、議長。
議 長	佐々木英久委員、どうぞ。
1番佐々木英久委員	山の裾野のあたりに田んぼがあったのでしょうか。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局 (大淵主任)	道路にはかかっておらず、山の裾野の法面のところが田でした。
議 長	佐々木委員、よろしいでしょうか。
1番佐々木英久委員	はい、わかりました。
議 長	他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

一 議	同 長 異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第8号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。 (午後3時13分終了)
--------	---